

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月1日

【発行者名】 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【電話番号】 (03) 6447 - 3086

【届出の対象とした募集
（売出）内国投資信託受
益証券に係るファンドの
名称】 インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

【届出の対象とした募集
（売出）内国投資信託受
益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年9月19日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年12月2日、平成26年3月3日および平成26年3月19日に訂正届出書にて訂正済み。）の記載事項について、当社（委託会社）が本日付でインベスコ投信投資顧問株式会社からインベスコ・アセット・マネジメント株式会社へ社名を変更したことに伴い、関係情報を更新するため、また記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

(5) 申込手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内⁴の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。 4 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.78%（税抜き3.50%）以内となります。 ・ 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
-----------	---

< 訂正後 >

(5) 申込手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.78%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。 ・ 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
-----------	--

(12)その他

< 訂正前 >

(12)その他	<p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。 <div data-bbox="531 286 1358 506"><p><u>インベスコ投信投資顧問株式会社</u></p><hr/><p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p></div>
---------	--

< 訂正後 >

(12)その他	<p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none">・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。 <div data-bbox="531 745 1358 965"><p><u>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</u></p><hr/><p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p></div>
---------	--

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの運営の仕組み

< 訂正前 >

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
-------------------------	---

(後略)

<訂正後>

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネ ジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
-----------------------------------	---

(後略)

委託会社等の概況

<訂正前>

名称（商号等）	インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）
---------	---

(中略)

沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併
----	---

(後略)

<訂正後>

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号）
---------	---

(中略)

沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 平成26(2014)年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更
----	---

(後略)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料<投資者が直接的に負担する費用>

<訂正前>

購入時手数料	<p>購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内⁴の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p> <p>4 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.78%（税抜き3.50%）以内となります。</p>
--------	--

(後略)

<訂正後>

購入時手数料	<p>購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.78%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p>
--------	---

(後略)

(3)信託報酬等<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

<訂正前>

信託報酬の額	<p>投資信託財産の純資産総額に年率1.995%（税抜き1.90%）を乗じて得た額とします。</p> <p>平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率2.052%（税抜き1.90%）となります。</p>
--------	---

(後略)

<訂正後>

信託報酬の額	<p>投資信託財産の純資産総額に年率2.052%（税抜き1.90%）を乗じて得た額とします。</p>
--------	--

(後略)

(4)その他の手数料等＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

その他信託事務の諸費用

<訂正前>

(前略)

計算方法等	その他信託事務の諸費用 上限固定率
	純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）—相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 <p>平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率0.108%（税抜き0.10%）となります。</p>

(後略)

<訂正後>

(前略)

計算方法等	その他信託事務の諸費用 上限固定率
	純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%）—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜き0.10%）—相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

(後略)

(5)課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

上記は、平成26年1月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

(前略)

上記は、平成26年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

(前略)

購入時手数料	<p>購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める<u>3.675%</u>（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、<u>3.78%</u>（税抜き3.50%）以内となります。</p>
--------	--

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

購入時手数料	<p>購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める<u>3.78%</u>（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p>
--------	--

(後略)

3 資産管理等の概要

(1)資産の評価

< 訂正前 >

(前略)

基準価額の算出頻度と公表	<p>(中略)</p> <p>基準価額の照会先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">インベスコ投信投資顧問株式会社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p style="text-align: center;">受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p style="text-align: center;">ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div>
--------------	--

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

基準価額の算出頻度と公表	<p>(中略)</p> <p>基準価額の照会先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p style="text-align: center;">受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p style="text-align: center;">ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div>
--------------	--

(後略)

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

5 その他

< 訂正前 >

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
--------	----------------------

(後略)

< 訂正後 >

定款の変更等	平成26年4月1日付で定款を変更し、商号をインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に変更しました。
--------	--

(後略)